

(報告)

府立特別支援学校教科用図書の採択について

京都府立学校の管理運営に関する規則第14条の規定による府立特別支援学校教科用図書の採択について、下記のとおり報告します。

令和元年11月 8 日

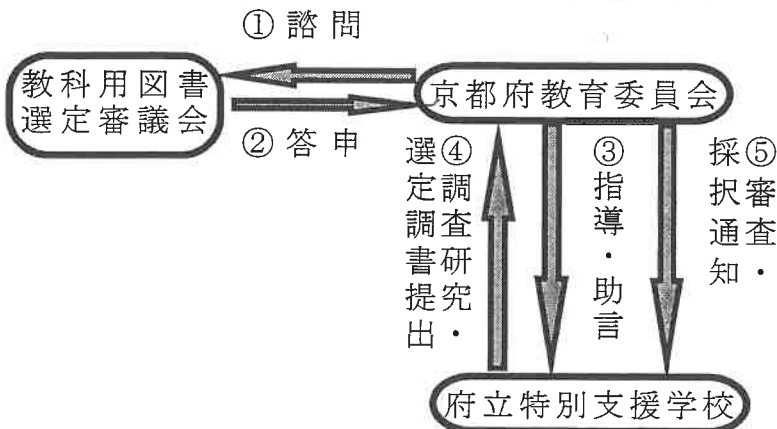
教育長 橋本 幸三

記

1 令和2年度使用教科用図書の採択状況について
総採択点数809点

種 別	内容・特徴	障害の程度	令和2年度用の採択
文部科学省 検定済教科書	小・中・高校で一般的に使用	知的障害の程度 軽度	府立特別支援学校14校(分校含む)の内、 小…6校、中…8校 高…10校
下学年使用	該当学年より下の学年のものを使用		検定図書 222点 (27.4%)
文部科学省 著作教科書	知的障害者用 (☆～☆☆☆☆で 難易度を表示) 視覚障害者用点字版 聴覚障害者用言語指導		小…6校、中…5校 高…3校 著作教科書 25点 (3.1%)
一般図書	書店で販売されている絵本・図鑑等。 文部科学省検定済教科書の点字、拡大版も含む。	重度	全府立特別支援学校 全学部で使用 一般図書 562点 (69.5%)

2 府立特別支援学校における教科用図書の採択の手続き



※教科用図書選定審議会

専門的知識を有する学校の校長及び教員、教育委員会関係者、学識経験者から構成
この審議会は専門的かつ膨大な調査・研究を行うため、通常、教科ごとに数人の教員を調査員として委嘱
この審議会の調査・研究結果をもとに、『選定資料』を作成し、それを送付することにより各校に助言

※「採択基準及び基本観点」添付

※資料「教科用図書一覧」別添

令和2年度

府立特別支援学校教科用図書の採択について

- 平成32年度使用義務教育諸学校(小学校及び中学校(特別の教科道徳除く))
及び特別支援学校(小・中学部)並びに特別支援学級の教科用図書の採択基
準及び基本観点について(答申)
…P.3～P.7

- 平成31年度使用義務教育諸学校(小学校(特別の教科道徳除く)及び中学校
(特別の教科道徳)、特別支援学級及び特別支援学校(小・中学部)の教科用
図書の採択基準及び基本観点について(答申)
…P.8～P.11

平成 31 年 4 月 18 日

京都府教育委員会
教育長 橋本 幸三 様

京都府教科用図書選定審
会 長 友久 久雄



平成 32 年度使用義務教育諸学校（小学校及び中学校（特別の教科
道徳除く））及び特別支援学校（小・中学部）並びに特別支援学級
の教科用図書の採択基準及び基本観点について（答申）

平成 31 年 4 月 18 日付け 1 教学第 538 号で諮問のことについて、別表 1、別表 2、別表
3 及び別表 4 のとおり答申いたします。

別表 1

平成 32 年度使用義務教育諸学校（小学校 特別の教科道徳除く）
の教科用図書の採択基準及び基本観点

本表に示す採択基準及び基本観点到に基づいて、採択権者は各発行者の教科用図書を調査、研究した上で採択すること。

採 択 基 準	基 本 観 点
1 学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること。	(1) 全体としての特徴や創意工夫
2 内容や構成が学習指導を進める上で適切であること。	(1) 基礎的・基本的な知識及び技能の習得を図るための配慮
	(2) 思考力・判断力・表現力等の育成を図るための配慮
	(3) 児童が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮
	(4) 学習指導要領に示していない内容の取扱い
	(5) 他の教科等との関連
3 使用上の便宜が工夫されていること。	(1) 表記・表現の工夫

<留意事項>

学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合は、平成 29 年 6 月 22 日付け平成 29 年度京都府教科用図書選定審議会答申「選定に必要な資料について」により作成された選定資料に基づいて行うこと。

その場合、「平成 32 年度使用教科用図書（特別支援学級、特別支援学校（小・中学部））の採択基準及び基本観点到について」は別表 4 によるものとする。

別表 2

平成32年度使用義務教育諸学校（小学校 特別の教科道徳）
の教科用図書の採択基準及び基本観点

本表に示す採択基準及び基本観点に基づいて、採択権者は各発行者の教科用図書を調査、研究した上で採択すること。

採 択 基 準	基 本 観 点
1 学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること。	(1) 全体としての特徴や創意工夫
2 内容や構成が学習指導を進める上で適切であること。	(1) 道徳的諸価値についての理解を深めるための工夫
	(2) 物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考えを深めるための工夫
	(3) 児童が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮
	(4) 情報モラルと現代的な課題の取扱い
	(5) 他の教科等との関連
3 使用上の便宜が工夫されていること。	(1) 表記・表現の工夫

<留意事項>

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合は、平成29年6月22日付け平成29年度京都府教科用図書選定審議会答申「選定に必要な資料について」により作成された選定資料に基づいて行うこと。

その場合、「平成32年度使用教科用図書（特別支援学級、特別支援学校（小・中学部））の採択基準及び基本観点について」は別表4によるものとする。

別表 3

平成32年度使用義務教育諸学校(中学校 特別の教科道徳を除く)
の教科用図書の採択基準及び基本観点

本表に示す採択基準及び基本観点に基づいて、採択権者は各発行者の教科用図書を調査、研究した上で採択すること。

採 択 基 準	基 本 観 点
1 学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること。	(1) 全体としての特徴や創意工夫
2 内容や構成が学習指導を進める上で適切であること。	(1) 基礎的・基本的な内容の定着を図るための配慮
	(2) 思考力・判断力・表現力等の育成を図るための配慮
	(3) 生徒が自主的に学習に取り組むことができる配慮
	(4) 学習指導要領に示していない内容の取扱い
	(5) 他の教科等との関連
3 使用上の便宜が工夫されていること。	(1) 表記・表現の工夫

<留意事項>

学校教育法附則第9条に規定する教科用図書を採択する場合は、平成29年6月22日付け平成29年度京都府教科用図書選定審議会答申「選定に必要な資料について」により作成された選定資料に基づいて行うこと。

その場合、「平成32年度使用教科用図書(特別支援学級、特別支援学校(小・中学部))の採択基準及び基本観点について」は別表4によるものとする。

別表 4

平成32年度使用教科用図書（特別支援学級、特別支援学校
（小・中学部））の採択基準及び基本観点について

- 1 採択に当たっては、下学年用の文部科学省検定教科書又は文部科学省著作教科書の使用を十分考慮すること。
- 2 上記1が適当でなく、他の適切な教科用図書（一般図書）を使用しようとする場合は、本表に示す採択基準及び基本観点に基づき調査、研究した上で採択すること。

採 択 基 準	基 本 観 点
1 学習指導要領に示す目標に沿い、その内容を適切に取り上げていること。	(1) 教科の目標達成に必要な内容
2 内容の程度が、児童生徒の発達段階に適応していること。	(1) 発達段階のめやす（注1） (2) 障害の状態、発達段階及び特性などへの配慮
3 内容の選択及び扱いが、学習指導を進める上で適切であること。	(1) 生活経験や興味・関心への配慮 (2) 自主性や創造性、思考力、判断力、表現力等の育成
4 内容の構成・配列・分量が、学習指導を有効に進める上で適切であること。	(1) 系統性・発展性 (2) 全体の分量
5 表記・表現が正確かつ適切であること。	(1) 文字、文章、挿絵 (2) 図表、写真等の資料
6 体裁や造本が適切であること。	(1) 色使い、ページレイアウトなど (2) 文字の大きさ、字間、行間 (3) 用紙、製本、表紙

（注1）発達段階のめやす

- | | |
|------------------|------------------|
| A 表情や身ぶりを豊かにする段階 | B 話し言葉を豊かにする段階 |
| C 書き言葉を習得する段階 | D 書き言葉によって思考する段階 |

平成 30 年 4 月 19 日

京都府教育委員会

教育長 橋本 幸三 様

京都府教科用図書選定審議会

会 長 友久 久雄



平成 31 年度使用義務教育諸学校（小学校（特別の教科道徳除く）及び
中学校（特別の教科道徳））、特別支援学級及び特別支援学校（小・
中学部）の教科用図書の採択基準及び基本観点について（答申）

平成 30 年 4 月 19 日付け 0 教学第 504 号で諮問のことについて、別表 1、別表 2 及び別
表 3 のとおり答申いたします。

別表 1

平成 31 年度使用義務教育諸学校（小学校 特別の教科道徳除く）
の教科用図書の採択基準及び基本観点

本表に示す採択基準及び基本観点に基づいて、採択権者は各発行者の教科用図書を調査、研究した上で採択すること。

採 択 基 準	基 本 観 点
1 学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること。	(1) 全体としての特徴や創意工夫
2 内容や構成が学習指導を進める上で適切であること。	(1) 基礎的・基本的な内容の定着を図るための配慮
	(2) 思考力・判断力・表現力等の育成を図るための配慮
	(3) 児童が自主的に学習に取り組むことができる配慮
	(4) 学習指導要領に示していない内容の取扱い
	(5) 他の教科等との関連
3 使用上の便宜が工夫されていること。	(1) 表記・表現の工夫

<留意事項>

学校教育法附則第 9 条に規定する教科用図書を採択する場合は、平成 29 年 6 月 22 日付け平成 29 年度京都府教科用図書選定審議会答申「選定に必要な資料について」により作成された選定資料に基づいて行うこと。

その場合、「平成 31 年度使用教科用図書（特別支援学級、特別支援学校（小・中学部））の採択基準及び基本観点について」は別表 3 によるものとする。

別表 2

平成31年度使用義務教育諸学校（中学校 特別の教科道徳）の教科用
図書の採択基準及び基本観点について

教科・種目名 特別の教科 道徳

調査研究の方針 下記の採択基準及び調査の基本観点に基づき、教科の本質や目標を踏まえ調査研究に当たること。

採 択 基 準	基 本 観 点	調 査 研 究 す る 事 項
1 学習指導要領に示す目標の達成のために工夫されていること。	(1) 全体としての特徴や創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・学習指導要領の趣旨を踏まえ、目標を達成できる内容になっているか。 ・道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育むために生徒の発達段階を踏まえた教材の配列や配慮がどのようになされているか。
2 内容や構成が学習指導を進める上で適切であること。	(1) 道徳的諸価値についての理解を深めるための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・各内容項目の関連や系統性等、道徳的諸価値についての理解を深め、自己を見つめるための工夫がなされているか。
	(2) 物事を広い視野から多面的・多角的に考え、人間としての生き方についての考えを深めるための工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・各内容項目について、バランスや多様性を考慮した上で、どのような題材、人物が取り扱われているか。 ・生徒が人間としての生き方について考えを深めることができる工夫がどのようになされているか。
	(3) 生徒が主体的・対話的に学習に取り組むことができる配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・自らの成長を実感したり、これからの課題や目標を見つけたりすることができる工夫がどのように図られているか。
	(4) 情報モラルと現代的な課題の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・情報モラルと現代的な課題に関わる題材が、どのように取り扱われているか。
	(5) 他の教科等との関連	<ul style="list-style-type: none"> ・他教科等との関連がどのように図られているか。
3 使用上の便宜が工夫されていること。	(1) 表記・表現の工夫	<ul style="list-style-type: none"> ・本文、注、資料、挿絵、写真、図などが、どのように取り扱われているか。

別表 3

特別支援教育に係る義務教育諸学校で平成31年度に使用する
教科用図書（一般図書）の調査研究する事項について

採 択 基 準	基 本 観 点	調 査 研 究 す る 事 項
1 学習指導要領に示す目標に沿い、その内容を適切に取り上げていること。	(1) 教科の目標達成に必要な内容	ア 教科の目標を達成するため、どのような内容が取り上げられているか。 イ 広く人権を尊重する観点に照らして適切であるか。
2 内容の程度が、児童生徒の発達段階に適合していること。	(1) 発達のためやす (2) 障害の状態、発達段階及び特性などへの配慮	ア 発達のためやすに照らして、どの段階に使用できるか。 イ 障害の状態、発達段階及び特性などからみて、特にどういった点で適合しているか。
3 内容の選択及び扱いが、学習指導を進める上で適切であること。	(1) 生活経験や興味・関心への配慮 (2) 自主性や創造性、思考力の育成	ア どのような生活経験領域が広められるか。 イ どのような興味・関心を高め、感動や意欲をよびおこす内容となっているか。 ウ 自主性や創造性を育て、表現力や思考力を高める内容であるか。
4 内容の構成・配列・分量が、学習指導を有効に進める上で適切であること。	(1) 系統性・発展性 (2) 全体の分量	ア 系統性を考えた場合に、次にどのような内容への発展が予想できるか。 イ 効果的に使用するのに、全体の分量はどの程度か。
5 表記・表現が正確かつ適切であること。	(1) 文字、文章、挿絵 (2) 図表、写真等の資料	ア 挿絵が豊富で親しみやすく、色彩も豊かで効果的に表現されている。 イ 挿絵と文字の配分は、どのようであるか。 ウ 字体、文の長さは、どのようであるか。不正確なところはないか。 エ 図表、写真等の資料は、正確で適切であるか。
6 体裁や造本が適切であること。	(1) 色使い、ページレイアウトなど (2) 文字の大きさ、字間、行間 (3) 用紙、製本、表紙	ア 印刷は、鮮明で見やすいか。 イ 色刷りは、適切であるか。 ウ 文字や絵、図の配置は、内容の分かりやすさにつながっているか。 エ 文字の大きさ、字間、行間は、どのようになっているか。 オ 用紙、製本、表紙は、堅ろう性、安全性からみて配慮すべき点はないか。